

諫早湾潮受堤防の排水門開放を命じる佐賀地裁判決についての会長声明

佐賀地方裁判所は、2008年6月27日、国に対し、国営諫早湾土地改良事業としての土地干拓事業において設置された、諫早湾干拓地潮受け堤防の南北排水門について、判決確定から3年を経過する日までに開放し、かつその開放を以後5年間継続するよう命ずる判決をした。

1997年4月に潮受け堤防が締めきられて後は、2000年度に発生したノリ養殖業の歴史的な大不作のほか、タイラギ漁が壊滅的な状況に追い込まれるなど、未曾有の漁業被害が発生しており、かつ、その被害は現在も継続している。そのために、佐賀県をはじめとする有明海沿岸の漁業者は、これまで、漁業被害の原因究明を国に対して再三に亘って求めてきた。

国・農林水産省は、農水省自らが設置したノリ不作等検討委員会により中長期開門調査が提言され、さらに、第1次仮処分の抗告審(福岡高等裁判所)決定および公害等調整委員会の原因裁定事件に関する同委員会委員長談話においても、同堤防排水門の中・長期開門調査の実施を求められていた。それにもかかわらず、農水省はその調査を行わないまま事業を推進してきたものである。

同判決は、潮受堤防の締切と諫早湾内及びその近傍場の環境変化との間の因果関係については相当程度の蓋然性の立証はなされているとした上で、国が中・長期開門調査を実施しないことを、立証妨害と同視できると言っても過言ではなく、訴訟上の信義則に反するものであるとして、これまでの国の姿勢を厳しく断罪している。

さらに、同判決は、信義則上、中・長期の開門調査を実施して因果関係がないことについて反証する義務を国が負担しているものであって、これが行われていない以上、諫早湾内及びその近傍場の環境変化と事業との間の因果関係を推認することが許されるというべきとして、国に対し因果関係が存在しないことを立証する責任があるとした上で、国に対し上記のような潮受堤防排水門の開門を命じたものである。

日本弁護士連合会は、これまで2度にわたる会長声明及び意見書の発表により、排水門を開放して堤防内に海水を導入することを求めてきた。また、当会も、2005年9月28日に、「諫早湾潮受け堤防の中長期開門調査を求める会長声明」を発表し、国に対して、有明海における環境変化の原因を究明するために、排水門の中・長期開門調査の実施を求めてきたものである。

本判決は、これらの日本弁護士連合会や当会の求めてきた内容と軌を一にするものであり、高く評価できる。

よって、当会は、国に対し、有明海の環境変化について明確にその理由を明らかにし、真の有明海再生を実現するために、本判決に対する控訴を断念し、直ちに排水門を開放するための準備に着手するよう求める。

2008(平成20)年7月4日

佐賀県弁護士会

会長 浜田 愷